

### 民間企業の発展と地方政府の役割：移行期における中国，温州の事例

KIKUCHI, Michiki / 菊池, 道樹

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

69

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

217

(終了ページ / End Page)

258

(発行年 / Year)

2001-12-29

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002944>

# 民間企業の発展と地方政府の役割

—— 移行期における中国，温州の事例 ——

菊池道樹

## 目次

- I. はじめに
- II. 既存研究の分析視角
- III. 集団経済の失敗
- IV. 80年代、「人治」のもとでの民間企業の発展
- V. 挂戸経営（以上，本号）
- VI. 股份合作制——90年代の新たな試み——（以下，次号）
- VII. 中国型民間企業の特徴
- VIII. むすび

記者 「共同経営を始めるにあたり，書面によるやりとりをして，契約を結ばないのですか」

許某 「我々の関係がこんなに良いので書面によるやりとりはいらぬのです」（『温州日報』，1994年4月30日）

「国家の存在は，経済成長にとって不可欠である。しかしながら国家は，人間を原因とする経済衰退の源泉でもある」（ダグラス・ノース（中島正人訳，1989），『文明史の経済学——財産権・国家・イデオロギー』，春秋社（原著，North, Douglass (1981), Structure and Change in Economic History, Norton)

## I. はじめに

1999年3月の全国人民代表大会において，中国の憲法が修正され，民間企業（中国では，雇用人数8人以上を私営企業，8人未満を個人企業と

区別するが、以下においては両者を一括して民間企業と略称)は合法的な存在であり、政治面においては国有企業や集団制企業と同一の地位にあることが承認された。この修正は、市場経済体制への移行期において公有制の範疇に属さない民間企業が、国民経済を支える重要なセクターとして成長したことを示す証しであった。さらに2001年になると、中国共産党への民間企業家の入党を認めるべきか否かについての議論が党内で活発になり、同年7月1日の中国共産党創設80周年記念大会において江沢民総書記が入党を認める意向を示し、これを承けていくつかの地方においては既に企業家を黨員として実験的に受け入れ始めた。民間企業家が全て資本家とはいえないにしても、資産を持たない労働者、農民を中核とする階級政党から幅広い大衆に支持基盤を求める政党への脱皮が始まったとみる向きも少なくない。いずれにせよこれら一連の動きは民間企業が一層発展する契機となることは疑いのないところであり、そうなれば公有制をその特質としてきた中国の経済体制は今後大きく転換することになるであろう。

それにしても、市場経済体制への移行開始20年余を経て漸く民間企業が正式に認知されたということは、この間、所有権や企業経営に関わる国家レベルでの正式な制度やルールが未整備であっても、民間企業の発展が可能であったことを物語るのであろうか。

今日でさえ、名目上は「社会主義体制」堅持を公言する中国においては、20年余前の、市場経済体制への移行を開始して間もない頃であればなお更のこと、民間企業の経営は極めて困難であったはずである。中央政府の指令に基づき、原材料や製品の割り当て規制が徐々に緩和されるようになったとはいえ、市場での取り引きは部分的にしか実行されず、民間企業にとっては国有、集団制企業以上の、なんらかの支援、保護がなければ取り引き、営利活動は不可能であった。しかも、私的所有権は法的には承認されず、民間企業の営利行為そのものが様々な規制下にあり、豊かになった者は白眼視さえされるなかで、せっかく製造した商品や購入した機械、設備などが没収されたり、逮捕の憂き目にあった人も稀ではなかった。實質上は非

合法の環境、ないしは極めて厳しい諸々の規制に縛られるなかでの民間の営利活動は、個人の力量だけでは到底不可能であり、なんらかの寄るべき制度が必要であったはずである。否そうした制度の下で、保護されるといふ半ば確信があってこそ企業経営に乗り出すことができたのではないであろうか。

要するに、市場経済体制が未発達であるが故に、市場経済を支える法的なルール、枠組みが存在せず、そのうえ市場経済体制への移行期において、イデオロギー面で旧来の公有制優位の原則が払拭されず、私的セクターそのものが異端視されていた。つまり、民間企業を発展させるためには、二重の障害を克服しなければならなかった。中央政府が保証する制度やルールが不十分な移行期においてどのようにしてそれは可能であったのであろうか。

市場経済体制を指向する以上、住民が貧困から脱出し、生活水準を向上させるためには、市場機能の拡張、保証が不可欠であり、その主体は地元の地方政府を措いて他にはない。ここで言う地方政府とは、直接選挙などの法律上の手続きを経て成立する自治政府ではない。一方でその責任者や職員は中央政府から形式上任命される国家権力の末端機関であるものの、他方で地元住民の利害に深く関わっている生活共同体的な側面を持つ組織である。私的所有権が保証されず、また民間企業に対する様々な制限措置も残存する以上、民間の企業、個人の市場での営利活動が円滑に機能するには国家に代替する、地方政府によるルール、制度の整備が必要不可欠の条件であった。無論、地方政府と言っても国家から独立しているわけではなく、中央政府やそれぞれのレベルにおいて省など上級の地方政府の決定に基づく政策を執行し、また監視を受ける立場にある。従って、中央の基本方針に反した政策を実施することはできず、地元の違法行為を無闇に黙認することはできない。しかし、国家権力の末端に位置することで、地元住民の行為を正当化する権限を有するという性格こそが、民間企業の発展を支え、地域経済の活性化の制度的保証を与える機能を持つことになる。

本稿のねらいはそうした見通しのもと、市場化に向けた諸政策が推進され始めて以降、20年余にわたり中国において民間企業が最も発展した、行政上、浙江省温州市の管轄下にある農村地域を対象として、開発過程にありかつ移行期における、制度、ルールが不十分な条件のもとでの民間企業が発展するうえで地方政府が果たす役割、並びに地方政府の性格を解明することにある。冒頭でふれたとおり、今日では既に民間企業に対する規制は実質的に消滅しており、とりわけ温州地域においては民間企業の活動は全くと言っていいほど制限をうけていないようである。それ故、規制が厳しい時期の民間企業を取り上げるのは歴史研究としてはともかく、現代的な研究課題としての意義は失われたという批判があるかもしれない。しかも、本稿、特に前半で対象とする時期は主として移行期初期の80年代であり、今日では既に消滅してしまった、集団制企業の名義を民間企業が借りる挂戸関係などを主たる研究素材として取り上げている。敢えて、こうした課題に取り組む最大の理由は、地方政府が持つ共同体的な性格、及び市場原理を拡張する機能、という今日の開発途上国の市場経済化に共通して有益と思われる論点を深化させることに貢献できると考えるからである。さらにまた、法律が施行されることにより、地方政府の性格、及び地方政府と地元民間企業との関係の変化を考察することに今日的な研究上の意義があると思われる。そして、民間企業に関する諸制限が撤廃されたことで中国における民間企業の原型を見いだすことも可能であると考ええる。

## Ⅱ. 既存研究の分析視角

ダグラス・ノース Douglass North が述べているように、成功した国のルールが別の国の良好なパフォーマンスのための条件になるとは限らない。また、私有化が経済の貧困なパフォーマンスを改善するうえでの万能薬でもない。各地域、国家の経済のパフォーマンスを形作るのは、①成文法、慣習法、諸規則といった公式のルール、②慣習、掟など非公式の規範、③

公式のルールと非公式の規範を強制的に課す仕組み、三つの要素の組み合わせであり、それらの有り様は地域、国家によって異なる(North 1995, pp. 23-25)。また、プッターマン Putterman は所有権を私と公との単純な2分法において捉えることから決別し、所有権が持つより豊富な性格を見出し、中国で観察される重要な変化を分析する際の枠組みとすべきことを提唱する(Putterman 1996, p. 86)。このことは、集団所有制のもとでも、あるいは私的所有権が明確でなくとも、企業の発展、地域経済の成長が可能であることを解明する試みであると言える。Jean Oi がリードしている、集団所有制の郷鎮企業が発展している要因を地方政府を中核的な構成要素とする地域の経済社会システム、つまり地方国家コーポラティズム論として捉える議論の流れはまさにそうした論点につながる<sup>(1)</sup>。もっとも Oi 等の主たる関心は集団所有制企業であり、民間企業は射程に収められていない。いずれにせよ、近年の新制度学派が明らかにした、国家による私的所有権の保護と契約履行の強制による効率的な経済組織こそが、取り引きコストの削減を通じて経済成長をもたらす原動力である、という命題も、中国とそれ以外の旧社会主義諸国における経験から、無条件であらゆる国、地域の経験に妥当するものではないことを物語っている。

温州地域の民間経済の発展を地方政府の持つ共同体的役割に着目しつつ取り上げた先駆的研究としては、Liu 1992, Parris 1993 の論文があげられる。両者ともに、地方幹部の、自らも含む、地域住民の所得水準の向上を最優先の課題とし、そのためには中央政府の諸政策を時には無視したり、相対的に独自の政策を推進し、実効性のある保護を住民、民間企業に与えてきたことに注目する。Liu は歴史的背景を重要視し、中華人民共和国が成立する以前の段階から、地元の共産党が党中央とは独自の政策、行動をとってきた経験を辿りながら、中央から独立した官民一体となった地域の利益共同体が形成されたことを明らかにしている。地域の利益共同体とは、中央及び省レベルの党委員会、政府に対して市の党委員会、政府が、またその市の委員会に対して、鎮、村の委員会、政府がまとめて地

元の一般農民，さらには民間セクターの利益保護のために対応するという，重層的な関係が成立している点に特徴がみられる。地元の党幹部が，地元住民等に政治上の庇護を与える見返りに賄賂を受取ることは広くみられることであり，党幹部たちも自ら転身したり，家族がビジネスに従事するケースも多い。こうした事情は温州に限らず，中国農村で広く見られる。Liuはそのうえで，改革・開放政策の進展に伴い伝統的な社会主義体制とは異なる，新たな社会主義体制としての，分節化した全体主義国家が形成されつつあることを指摘する。

これに対し，Parrisは地方官吏と住民との間の関係を，挂戸経営に象徴されるパトロン-クライアントの関係として捉え，従来の社会と国家とは異なる関係，つまり地方政府コーポラティズムと言うべき政治的，社会的，かつ経済的実体であることを示す。要するに，LiuにしるParrisにしる，温州地域の社会システムの有り様をコーポラティズムの原理に支えられた共同体として捉え，そのコーディネーターとしての地方政府の役割を重視している。

このようなアメリカの研究動向に対応して，中国の研究者，政策担当者の間でも，移行期における政府の役割についてより多くの関心を示すようになりつつある。かつては，中央政府，地方政府を問わず，市場の失敗を補完する領域に限定すべきであるという，新古典派経済学の教科書的な認識に留まっていたが，最近では政府の役割を積極的に評価する論稿も見られるようになった。

市場経済体制が形成途上にある段階においては，政府の「見える手」として市場メカニズムを機能させるための役割は大きく，温州地域においてもいわば政府誘導型モデルとして，インフラ整備，偽物の取締，地元製品の品質管理（「質量立市」），地方レベルでの金融・財政政策による景気の安定などといった機能を重視する（李丁富，1997年，項光盈1998）。また，「全国規模で統一的な法律が存在しない状況のもとでは，こうした一連の地方レベルの法規が温州の市場経済が秩序だって機能するうえで有

効に発揮した」(李丁富 1997, 85 頁)と移行期における地方政府の役割を評価する見解もみられるようになった。

そうしたなかで、移行期における地方政府一般の役割についてユニークな仮説を示しているのが王小強である。王によれば、移行期においては資源配分が計画によっても市場によっても行われぬ「メカニズムの真空」が生じる。地方政府が持つ資源配分の能力は、かつて中央政府が資源配分の権限を独占的に集中していた計画経済のもとで、中間環節として培っていたので、「メカニズムの真空」期においては十分発揮され、要素市場を欠くという困難な状況を克服し、経済成長、輸出拡大の原動力になる(王小強 1996, 204-205 頁)<sup>(2)</sup>。

王小強はじめ中国の研究者達はほぼ例外なく、地方政府を今日の経済学で前提としている、企業、個人と区別される政府と同質とみなしている。しかし、農村地域においては今日においても、地方政府と企業、或いは個人との境界は必ずしも明確ではなく、例えば、公有制企業と行政当局との癒着、或いは行政側の担当者による賄賂の強要が頻発するのも、政府が公共政策の担い手と言うより、共同体としての性格が強いことに起因しているように思われる。中国の研究者達が、各地の現実に即してそうした観点から地方政府の持つ性格を再検討することが望まれるところである。

この地方政府の共同体としての機能をより理論化して捉えようとするれば、速水裕次郎によって提起された、途上国の経済体制は、市場、国家に共同体を加えた三つの組織の組み合わせとして構想されなければならない、とする視角を取り入れることが有効であるように思われる。速水は、途上国において取り引き当事者間の情報不足とそれに基づく相互不信がもたらすところの、ゲームの理論の「囚人のジレンマ」として解釈される、経済の損失、停滞の防止には共同体的な信頼関係の形成によって可能である、とする。協力、信頼関係を築く手段とは、長期にわたって継続されるとともに、多面的な取り引きであり、それは取り引き費用の削減にも貢献することにより強く発揮されるとしたうえで、速水は共同体の性質を次のように



据える。つまり、自発的に協力し合い、灌漑、道路といった地域的公共財の供給、利用・維持を担う集合体であると同時に公権力の委託を受けているという二つの側面を持ち、従って共同体は国家としての性格をも有し、国家とオーバー・ラップするところが少なくない（速水 1995, 251-260 頁）。本稿で扱う地方政府は速水のいう共同体と殆ど重なる概念であるとみて差し支えない。

### Ⅲ. 集団経済の失敗

#### 1. 「マルサストラップ」との闘い

中国共産党中央が実質的な市場経済体制への転換に踏み切るのは、1978 年末に開催された第 11 期第 3 回中央委員会総会においてであるが、それを契機に温州市においては党、政府が、全国に先駆けて非農業部門の私的経営を実質上容認する方針を採った。その後、地域内外の圧力から多少の揺れ戻しはあったものの、基本方針は変わらず、民間企業は拡大し続けることになる。当時としては私的な営利活動を容認するという、異例とも言える市当局の姿勢の背景としてしばしば指摘されるのは、温州地域における貧困圧力の大きさである。

近代に入り、中国の少なからぬ地域においては、緩慢ながらも人口増加の持続、新開拓の困難さと既耕地の収穫逡減といった事情が重なり、資本形成を促すだけの貯蓄の余裕は生まれず、貧困から脱することができないという状況に直面していた。特に民国期の温州地域を含む浙江省南部については、主食の米が慢性的に不足し、東北地方への移住を促進すべきであるという主張もみられ、人口圧力による農業の低生産性が、資本形成を不可能としている、といった古典派の説く典型的な定常均衡にあるという現状分析も有識者の間では受け容れられていたほどであった<sup>(3)</sup>。

温州地域における当時の生活苦の様子は、「平陽地区では物乞いをし、文成地区では婦女子を売り、妻を質に入れてなんとか暮らす、永嘉地区で

はよそへ避難し、洞頭地区では借金をする」(平陽討飯, 文成人販, 永嘉逃難, 洞頭貸款)などと戯れ歌にも現れ、金郷鎮や宣山区の一部地域の貧しさは「三つの多いこと=茅葺きの家, 婦女子を売ること, 物乞い」(三多=草房多, 売儿売女多, 討飯多)という言葉で表現されていた。さらに、「永嘉県の橋頭鎮の綿弾き職人は、肩で荷を担いで各地を巡り歩く」(橋頭彈棉郎, 挑担走四方)と語られるように、地元の、農業だけでは生計を維持することができず、出稼ぎに遠隔地へ出稼ぎに赴く農民が多数にのぼった。

温州地域においてプロト工業化タイプの、商工業が発展した背景にはこのような事情があった。1937年に刊行された浙贛特産連合展覽會準備委員会編の『浙江之特産』には、温州地域を含む浙江省の特産物が詳しく紹介されているが、特に生糸・絹織物、麦藁帽子、ござ、ハサミなどの日用品は、今日、温州で生産され、全国規模の広い範囲に販売されている商品、或いはそれらに関連した商品である。樂清県の虹橋、大荊などの鎮(町に相当)では10日毎の定期市が開かれ、浙江と福建とを結ぶ交通の要所である肖江地区は、商業が活発で、「肖江では5、6歳の子供でも商才がある」(肖江数歳儿童能經商)などといわれるほど交易がさかんであった。また、上海には他の地域からと同様、温州出身の商人が多数集まって、「温州幫」と呼ばれる同郷者の組織が存在していた<sup>(4)</sup>。

このような、革命前の時期の、農業部門の発展の限界とそれに対応するところの商工業の発展といった事情こそが、共産党政権成立後の集団農業の失敗、市場経済体制への移行開始後の民間商工業部門の発展をもたらした要因であったことは容易に理解することができる。

## 2. 非集団経済化の動き

中華人民共和国の成立後、土地革命が完了して間もない1955年、農業集団化を急速に普及させようとする毛沢東の主張に沿い、各地で抵抗に遭いながらも、合作社化の動きが加速化した<sup>(5)</sup>。

そうした動きのなかで、1956年3月、当時浙江省永嘉県副書記であった李雲河が県内の燎原社（今日、温州市市街地の瓚海区）において現地の農業事情を勘案したうえで、農家経営請負制（包産到戸）の導入を試みた。「百家斉放、百家争鳴」の運動が活発になるなかで、李雲河は燎原社での成果をもとに農家経営請負制の普及を訴え、その主張は『浙江日報』（1957年1月27日）にも掲載された。しかし、同年6月に反右派闘争が開始されると、共産党中央は農家経営請け負制を批判し、同年10月13日付けの『人民日報』において農家経営請負制は社会主義の原則から離反する誤りであるとし、李雲河を名指しで非難した。李雲河は極右分子とし、党籍を剥奪され、労働改造の処分を受け、特に文革中は厳しい迫害を受けた。永嘉県の農工部、農業局の数名の責任者も右派分子として処分され、末端の基層幹部や合作社の社員の多くも批判され、永嘉県の党委員会も改組された。

その後、大躍進の挫折後の調整政策のもと、1962年には劉少奇が、集団農業制を大きく修正し、今日の農家経営請負制の基礎となる「三自一包」の方針を提起し、農民の生産意欲を刺激した。その結果、農業生産は著しく回復した。ところが、1966年に文化大革命が始まると人民公社制度が理想視され、全国一律に穀物生産を最優先の課題とし、集団農業を基礎とする農業、工業の並進的發展により、地域内で必要な財を供給する閉鎖的な経済システムの樹立を実質的に強制された。こうした左派が主導する、集団制を基礎とする統制経済体制にも関わらず、温州地域においては少なからぬ町村で密かに請負制を実施されていた。そうした傾向のなかで例外であったのが、里湾潭という村の生産大隊の事例である。この生産大隊だけが周囲の町村とは異なり、生産面での集団主義、分配面での平均主義という社会主義の原則を維持したために、江青、王洪文等左派の最高指導者たちがこの地区をモデルとして賞賛し、革命、反革命の基準は里湾潭大隊を支持するか否かに置く、とまで言われたという（林白他1987、85頁。徐海濱、李涛1993、67頁。李丁富1997、83頁、及び170頁）。

このような事情から、文化大革命期の10年間には温州市の市街地において、左右両派が激突する武闘が繰り返され、その激しさは全国各地に伝わったほどであり（徐海濱、李涛 1993, 28 頁）、「資本主義をみるなら温州へ行け」とも言われるほど、温州は全国的に名だたる問題児になってしまった（房維巾 1984, 574 頁）<sup>6)</sup>。

「4人組」が逮捕され、華国鋒政権のもと文革終了宣言が出されると、個別経営（分田単干）は一層盛んになった。1976年12月20日、北京で開催された、「農業は大寨に学ぶ」第二回全国会議において温州が名指しで批判された。当時の副首相陳永貴は会議の席上で行なった演説のなかで、「4人組」の影響で農業で大きな損失を被り、なかでも最大の被害を受けたのは温州地域であるとしたうえで、次のように述べている。

「温州の多くの地方で農地の分割、単独経営への逆行がおり、両極分化がすすみ、閹取り引きが横行し、集団経済は瓦解し、階級敵がのさばり、貧農・下層中農はひどい目にあわされている。温州地域では、集団化推進を堅持する幹部が「走資派」の烙印をおされ、単独経営を煽るものが逆に「革命派」に祭りあげられている。温州の実例が物語っているように、もしも「4人組」が政権を握ったならば、たちまち全国的に資本主義が復活し、国家は変質し、人民は塗炭の苦しみをなめることになったであろう」（『人民日報』、『光明日報』、いずれも1976年12月24日）。

浙江省の副書記、陳作霖もこの会議において、「4人組」のせいで、農業生産は深刻な破壊を被り、鉦工業企業は生産停止に追いやられ、副食品市場は資本主義により占領されており、少数の者が裕福となり、成り金となった、などと陳永貴と同じ趣旨の発言をしている（『人民日報』、『光明日報』、いずれも1976年12月18日）。

農業停滞の要因を右派の政策の産物である請負制とみなし、その請負制を蔓延させた責任を極左「4人組」に帰すところは、当時の中国独特の論法であるが、華国鋒を中心とする党中央の主流派が温州の現実を社会主義の原則に背く事態として警戒し、批判していたことは明らかである。その社

会主義の原則に反する、私的営利活動、及びその結果としての所得格差の実情の一端は、『北京週報』に掲載された次のルポ記事に紹介されている<sup>7)</sup>。

農村では、江青、王洪文が資本主義の復活を図るために組織した、「地下指揮センター」がむりやり田畑を一户ごとに分割した。かれらは都市の資本主義勢力と結託して、ヤミ工場やヤミ輸送隊をつくり、ヤミ＝自由市場も横行させ、ボロもうけをした。人民公社の社会主義的集団経済が弱められ、切り崩されたのはいうまでもない。この逆流の衝撃をもちに受けたのは温州市街地の対岸、永嘉県である。統計によると、この県では昨年、6,900余の生産隊のうち、80%以上がやむなく田畑の全部あるいは一部を一户ごとに分割した。田畑を分けたため、貧富の差がひどくなり、わずか一年で両極分解がいちじるしく激化し、少数の者はボロもうけをした。一般の農民の古い住宅にまじって、あちこちにぜいたくな新築の2階建てがみえる。これらはみな、こうした連中が建てたものだ」（田三松、趙一鵬 1977、25-27頁）。

一部農民の所得水準の向上が既にこの時期に見られていたことが示されており、所得水準の向上は、1978年の政策転換による、とする公式見解とはずれが生じている。それはともかく、先に豊かになれるものはなっても良いとする、今日の「先富論」を先取りするような、農家を単位とする経営主体の個別化によりインセンティブが引き出された結果であることは間違いない。そうした民間の営利行為は、「地下工場」で造り、販売は「地下商店」や「地下建築隊」が担うことで可能であったのであり、地方の、町村レベル、少なくとも県レベルまでの政府当局が非合法と知っていて、黙認したのでなければできないはずである。徹底した取締にも関わらず、非合法を承知で営利行為を追求する動きは、中央に対する相対的に独自の立場を堅持する温州地域の伝統というより、地域住民の生活水準の向上を目指す、地元政府（当時は革命委員会）を中心とする利益共同体としての求心力が働いたとみるべきであろう。食糧確保を全国一律の最優先の課題とし、集団組織でもってそれを実現させようとした中央の政策によっ

て生じた、生産要素としての資金、労働の配分の歪みを是正させることが温州地域では重要な政策課題であったからである。耕地が狭く、また集団企業も少数に過ぎない環境のもとで、家族を主体とする、非農業経営は、雇用機会の創出と所得の向上という、地元住民の厚生水準を引き上げるために格好の場であった<sup>(8)</sup>。

#### IV. 「人治」のもとでの民間企業の発展

温州地域における民間企業の圧倒的多数は家族を母体としており、今日においても殆んど家族を経営の基盤としている。「前が店で後ろは工場、二階は居室」（「前店后廠、楼上居室」）、或いは「上は工場で下は店」（「上廠下店」）などの表現が端的に示すとおり、民間企業は小規模の家族経営の組織である。この家族経営に注目し続けてきたのが李雲河である。1978年以降、中央の党、政府が市場化に向けた政策へ転換すると、李雲河は浙江省農村政策研究室副主任として復活し、農家経営請負責任制＝「包産到戸」の提唱者として注目を浴びるようになった。彼は地方政府の一員として、中央とのイデオロギー上の関係に配慮し、表現に気を配る面もみられるが、ほぼ一貫して家族経営の正当性、並びに集団経営と比較した家族経営の強さを訴えている。温州地域の民間企業の発展を思想面でリードしてきたのは李雲河であったと言っても過言ではない。

##### 1. 家族経営の再評価

李雲河の復帰後第1作とも言える、1985年に『浙江学刊』に掲載された論文、「“農家学”についての初歩的考察」において、公有制を前提とし、家族を単位とする経営は、経営を担う農民の積極性、及び自主性を引き出し、かつまた労働意欲を喪失させる平均主義の弱点を克服するうえで、優位な特質を持ち、発展途上過程にある中国に実情に適っていることを力説した。家族経営上のメリットは、農家が長期にわたり生産、経営の基礎単

位であること、敷地、店舗など、新たな投資の必要もないこと、労働時間は農業との関連で伸縮自在で、自らの判断で効果的に配分し、利益に結び付けることができる点である（李雲河 1985）。さらに別の論文で、家族経営の成長を補完する外的要因として、流通販売の自家運営、村単位の流通、生産の分業体制がもたらすコスト削減、及び集団の名義を以って個人が行う経営上のトラブルを回避する、挂戸経営を挙げている（李雲河 1987）。

労働の成果が報酬に直結する利潤インセンティブこそが家族経営の強さを発揮する決定的な要因であることは多くの研究者や政策担当者が繰り返し指摘するところである。著名な社会学者、費孝通は、温州に限らず、家族経営の強さは中国の伝統に由来するものとして肯定的に評価している<sup>9)</sup>。費孝通や李雲河による家族経営の評価は、日本における家族単位の商店の経営の強さを生業という観点から明らかにした石井淳蔵の研究（石井 1996）につながる。石井は前期的性格を有する生業店は家族の生計維持を第一の目的とする経営体であるが、市場競争により消滅とみなされていたにも関わらず、残存し、発展するものが少なくない点に着目する。その理由は、家族という集合単位からなるため、経営は弾力的であり、経営が不振に陥っても最低限の食糧を確保できる点で安定しており、そこから不断に利潤を追求する家族も出現してくることにある。

但し、温州地域の家族経営は、一農家が単独で特定の事業を営むケースは稀であり、集落、地区のまとまった単位で同一種類の商品の生産、流通に従事する、集積効果に基づく専門化が一般的である。温州地域の発展が注目を浴び始めた 1980 年代後半にしばしば取り上げられた例が、蒼南県宣山区の古着、使い捨ての素材を再利用した服地の加工、裁縫に従事する地域である。当時ここでは専門に従事する町（郷）が 4、専門村が 58、専門市場は 7 で、2 万強に達する全住民の 8 割が織布、販売、運送など一つの生産、販売工程に従事していた。内訳は原料の買い付け 380 戸、紡織 6400 戸、原料の仕分け 600 戸、織布 6490 戸、裁縫 2900 戸、販売 2300 戸、輸送 400 戸などであった。このように行政によるサービスの協力を得な

がら、生産工程、流通領域において地域毎の分業体制が形成され、町や村を単位とする一村一品、一郷一品型の専門化が進んでいた。

こうした家族を単位とする民間企業が、実質上非合法でありながら、何故経営可能であったかについて、地方政府の対応に焦点を充てて検討する。

## 2. 鎮政府、村民委員会の対応

1979年に実質的に開始した、農家経営請負責任制が成功を収めるなか、中央との摩擦を覚悟で経済体制改革をさらに推し進めようとする意図は個々の地区の指導者達にはあった。その点は例えば、1980年10月、中央官庁の次官クラスの人物が温州を訪問した際に、現地で行われているのは、当時まだ違法とされていた「包産到戸」つまり、農家経営請負責任制であるとして警告したが、現地の政府は受け入れなかった、というエピソードに現れている（方松 1989, 40 頁）。各地の指導者には政治上の危険を冒しているという自覚があったようである（方松 1989, iii 頁）。

もっとも、温州市政府としては一貫して私有化を擁護する姿勢を貫いたわけではなく、80年代前半まではむしろ、中央に配慮し、地元の民間の営利行為に対しては厳しい態度で臨むこともあった。象徴的なケースが83年に起った、八大王と呼ばれる、民間企業の中心的な経営者達の逮捕事件である。事件の舞台となったのは、楊宝良など4人が共同株主となって創設したカラー陶器工場であった。この企業は、同年10月に海外との企業との間で加工貿易契約を結び、事業は発展し、その後は自家生産、自家販売を行うに至った。ところが市当局はこの企業を、私的企業の性質を持つ、資本主義の尻尾として財産を没収した。楊など関係者は逮捕され、『浙江日報』や世論の声援を受け、無罪釈放を得るまでの8ヶ月間にわたり投獄された。このような地方政府の対応は、中央の党、政府のイデオロギー面での論争の動向に大きく影響され、民間企業の経営は政治的に不安定な地位にあった。

もっとも、今日において市当局は、この事件に対する当時の対応は誤り



であったと公式に認めており、80年代後半以降は、中央の引き締めがあっても民間企業に対する擁護の姿勢を取り続けることになる。温州地域の様々なレベルの地方政府は、家庭経営の企業を支援し、集団制企業と差別することはなくなった。例えば、瑞安市（県クラスの市で、温州市の管轄下にある）には金属加工、電器、ビニール製編み袋、ビニール製靴、衣類などの製造を専業とする家庭単位の企業が多かったが、市当局は、これらを様々なタイプの連合体企業として、集団制企業と同様の配慮をして、各地の経済、技術の情報の提供、各種技術人員の養成、原材料の入手と製品の販売などを実施した（『温州日報』、1987年10月2日）。このような所有制を理由として、差別をしなかったことが民間企業の発展にとって重要な要素であった。そしてまた、民間企業に対しては、指導と区別しつつ、誘導する姿勢を保ち続けたことも発展の促進要因であった（『人民日報』、1986年7月8日）。地方政府による具体的な対応を以下に紹介しておく。

#### (1) 「人治」による資産保護、経営の擁護

法体系が整備されないうちどころか法意識が定着していない状況のもとでは、地域の権力者個人が民間の経営活動に対して、お墨付きを与えることの意義は大きい。時には中央政府の政策に反する営利行為を黙認するなどして、現地での住民と中央、地方上級政府の方針との板挟みにあいながら、地元住民の利益や資産を保護するためのいわば護民官の役割を果たしたのは、鎮、村の党、政府・村民委員会の指導者である。

これまでの叙述からも明らかなように、民間企業が盛んになる地域は概して、食糧を以って要とする、という中央の基本政策を強制されることで資源配分が著しく不合理な状態にあった。そうした不合理さに由来する貧困を象徴的に示すのが、蒼南県金郷鎮における有名なエピソードである。ここでは、改革・開放政策が決議された1978年、鎮の過剰労働力は総労働力の約半数にあたる3,757人に達していた。その年の2月27日、金郷鎮で新任の鎮の党書記、黄徳余の昼食中に失業中の一群の青年たちが押し

寄せ、就業を要求して、鎮長の手のなかの茶碗を奪い去った。

この事件を契機に黄書記は、現地の経済事情を調査し、1人当りの耕地面積が狭いため、穀物生産を最優先とする政策を堅持しては住民の生存維持すら困難であり、失業、貧困問題を解決するためには、イデオロギーに拘泥する余裕などなく、商工業の発展による地域経済の振興が不可欠であることを認識した。黄の個人経営擁護の姿勢への転換の影響は各地に及び、次のような、個人経営、請負制を保護するケースがみられた。

**事例1**— 上記の金郷鎮。鎮の党書記が、地元住民の意向を汲み、集団制所有の工場の経営にあたり、製造工程を細分化して、農家に対して出来高で請け負わせる制度を導入しようとした。しかし、中央や上級の党の方針に逆らうことになるだけに、ことは平穩に進まなかった。書記自らが住民の反発を受けながら、行政的手段により工場の作業工程の家庭請負制を縮小させる措置を講じざるを得ない場面にも直面した。しかし、結局は、農業部門の各戸請負制と同様、鎮や村が経営する工場の作業工程（「車間」）を家庭に請け負わせ、工場の名義を集団所有制とし、家庭を生産の基礎単位とする工場経営方式が定着するようになった。農家にとっては、出来高が収入に直結することがより強いインセンティブとなった。他方、地方政府は、農家による行商人としての活動、雇用労働の受け入れ、外来者の臨時の移住など当時としては、非合法的な行為を容認し、合理的である以上、合法的ではないことでも大衆にすることは許すべきである、といった地元住民の利益を擁護する基本姿勢を貫くことになる（方松 1989, 76-88 頁）。

**事例2**— 北白象郷前岸村、党支部書記黄松慶。78年に書記に就任した黄松慶は、豊かさの秘訣はと問われると「規制緩和」（放）と答えたことに示されるとおり、住民のインセンティブを如何に引き出すかに関心を寄せていた。就任3年後の81年、中央の党、政府が未だ農業部門の個別農家請負制を認可していなかった時点にも関わらずこの制度の導入を提案し、さらに村の企業については労働に応じた分配、家庭下請け制度を実施し、また家庭経営企業に集団制企業の名義を貸与する掛戸制を許可するなど当

時としては大胆な政策を打ち出した。こうした政策により、地域経済は目覚しく発展したが、羊頭を掲げて狗肉を売る類の、集団とは名ばかりの実質は私企業だ、集団による蓄積を台無しにしてしまうのではないかと、という非難の声が上がった。これに対して黄松慶は当事者の利益を守ることが大切であり、責任は自分がとるとして、政策を変えず住民の信頼を得た（林白 1987, 114-116 頁）。

**事例 3** — 平陽県騰蛟鎮、鎮長、白希助。鎮長の白希助は、家族経営企業は地元の経済発展の原動力であり、彼らの合法的權益は必ず保護されなければならない、として起業を志す者に対しては直接的な支援を行った。例えば、同鎮の昔の職人で文化大革命期に学習させられていた者がクレープ（縮緬）工場を設立するにあたり、破格の便宜を図り、工場開設の申請の草案を作成してやったり、資金借入の仲立ちをも引き受けてやった。また、嫉妬心から経営が順調で高収入を得た者に対する、妨害が各地で起っていたが、白は被害者を保護する姿勢を貫いた。ある革靴製造工場の経営者が青年たちに工場に押しかけられ、製品や原材料をばらまくなどの被害を受けた。これを聞きつけた白が現場に駆けつけ、騒ぎを収め、翌日事件に関わった青年たちを説諭し、謝罪させた。鎮政府の会議の席上、專業戸の合法的利益を保護し、それを犯す者は罰するという条例を提案した。他方、経営者たちに対しては消費を抑え、利益を再投資することを奨励し、家を建てるより、工場、設備投資を薦めた。当時の温州市の副書記、高忠助は白の対応を支持し、この経験を全市で学習し、推進するように呼びかけたという（林白 1987, 179-183 頁）。

これらの事例から、いずれも農家の起業を支援する一方、経営者を中央の政策からも、地元の嫉妬からも守るという地元政府責任者の姿勢が窺える。さらに 80 年代半ば、金郷鎮の農業信用社において、変動利率を導入し、高利で資金を集め、地元の企業へ融資したことも、当時としては明らかに違法行為であった。各地の信用社のレベルで利率の自由化が公式に認められることになるのは 93 年のことである。

## (2) 地元権力者による起業

鎮政府なり村民委員会の責任者が職務と個人的利益の境界が明確ではないままに、企業の経営者となるケースが少なからず見られた。市場における交易がいまだ完全には合法化されず、ルール、慣習も定着していないなかで、権力者自らが経営者になることによって地域経済の市場化を促進することになる。

**事例 1** 樂清県虹橋鎮七村。村の書記と副書記とが貧困から脱するための政策を協議し、地元は耕地が狭いので、工業を興す必要がある、そのためには資金は信用社と親戚から借り、損失は自分たちが責任を負うことを決めた。中心となる工場は工業用マシン製造であったが、人材を積極的に登用するために、上海や杭州へ赴いて退職した技術者をスカウトし、高給で優遇した。また、かつての地主の息子であった者でも努力して高水準の技術を身につけた者は採用した。労働者の採用にあたっては、統一試験を実施して、厳格に審査を行い、村の幹部の子弟であっても不採用になる者もいた反面、縁故が全くない者でも有能であれば採用した。経営者は給与は極めて低く抑え、製品は品質の改良に努める一方、市場開拓にも努力した結果、村工場でありながら全国のブランドの製品に成長し、海外でも評価されるに至った。工場は村当局の経営とはいいながら、実質的には村長等による私有私営の形態である。もっとも、村の福祉基金はこの工場から拠出されており、村から完全に独立した私企業とも言えない（林白 1987, 153-168 頁）。

**事例 2** 岩后村の党書記、鄭漢蒙。鄭は村の党書記でありながら 80 年、鉞山用ランプ製造の工場を興した。従業員の採用にあたっては、低収入であったり、不幸な境遇にある人々を雇用して、所得を得るチャンスを与えることに配慮し、販売業務を担当させてインセンティブを引き出すことにも努めた。従業員のなかから、家族経営企業を興す者も多数にのぼった（林白 1987, 169-175 頁）。

**事例 3** 霞林村の党書記、黄成福。黄もまた煉瓦、陶器工場の創設を

企てたが、創業にあたっては「資金を持ち寄って工場に参加する」（「帯資入廠」）方式で資金を持つものは全員工場の経営に参加することができた。労働者の採用にあたっては規則に従い適任者を選び、自分の息子、娘を含めて、縁故採用はしなかった（方松、89-97頁）。

### (3) 地元政府による市場化促進

町、村レベルの地方政府が市場取り引きが行われる環境を形成した経緯を永嘉県橋頭鎮の事例を中心にみておく。

橋頭鎮とえば、釧の販売、生産が急速に発展し、「温州モデル」のなかのモデルと言って過言ではない。その発展は70年代末から80年代初めにかけての時期に始まる。この時期、橋頭鎮のことを「資本主義のブラックマーケット」と批判する者もあったが、現地の政府は市場を保護する方針を貫いた。ある幹部は、釧の販売は資本主義ではなく、橋頭鎮には商売をする歴史がある、市場を保護すべきか、好ましくないかの判断は、個人経営が安定しているかどうかをみて下すべきである、と言う。こうした考えが多くの関係者に共通した認識であったようである。86年7月30日付けの『温州日報』の記事、「橋頭の釧市場勃興の秘密その2—指導部門と交響曲を演奏」（「橋頭紐 市場勃興奥義之二—領導和部門同奏服務交響曲」）には当時の橋頭鎮における釧の販売、製造に従事する農家と商工業の管理に携わる者との間に生じた新たな関係を次のように伝えている。

現物取り引き市場の形成過程—82年末には、永嘉県の関係部門の支持のもと、橋頭鎮の党委員会市場問題の研究に着手した。これをうけて県政府が農村の専門市場に関する最初の重要文書を発行し、農民が釧の流通、生産に従事することは合法であるとしたうえで、分散している農民の経営の集中化を促進した。83年春には行商に従事する現地の農家が直面する問題を解決するために、県政府が橋頭鎮の市場の現場に事務室を設置した。85年7月からは、工商管理部門の2人が毎日市場を巡回し、売り手、客双方から意見、要求を聞き、すばやく問題の解決にあたった。

営業面での便宜供与、及び改善—商工管理部門がすすんで、釘の販売業者が合法的な存在であることを訴え、経営活動の支持を要請する文書を2400部印刷し、全国の全ての県に郵送した。外地へ出かける現地住民に対し、臨時居住証を発給し、外地での営業を奨励した。また、外地の農民に対しては、橋頭鎮での営業も許可した。開業手続きについては簡略化をすすめ、これまでは店舗を開設するにあたり、印鑑を5個必要とし、本人が直接県庁所在地へ10回も赴く必要があったが、本人が申請書に必要事項を記入し、村で印鑑を1個押せばよいこととし、その他の手続きは商工部門が代行することとなった。

サービス部門の改善—上海、杭州、寧波などへ旅客用バスの増便、電話回線の増設、電報業務の拡大、郵便小包の迅速化、農業銀行支店、及び農業信用社による現金、為替業務の提供、警察の派出所設置による治安の維持などあらゆる面で政府関連部門が市場取り引きの円滑化に便宜を図った。これらの結果として、82年から85年の3年間に取引額が2000万元から7500万元へと増加した。さらに、税の徴収にあたっては「鶏を養い卵を産ませる」方針で、可能な限り低く課税した。

地方政府が市場における民間の業務を奨励し、便宜をはかる関係については、釘の販売に限らず、永嘉県の伝統である綿引職人の外地への出稼ぎにおいてもみられた。県の商工部門は、綿引職人の外地への出稼ぎにあたり、証明書を発給し、赴くところ何処においても仕事ができるようにした。農業銀行支店と農業信用社は、資金の貸し付け業務を拡大し、交通部門は多くの職人が集中するところから浙江省の鉄道の要衝である金華までの定期バスを増発した。県の保険会社は生命保険、障害保険業務を開始した。その結果、綿引職人のなかには広州に綿引の工場を建てるものも出てきた(『温州日報』、86年10月21日)。

市場経済体制への移行にブレーキがかかったのは、89年の「6・4事件」であった。かの事件の際には、中央の党、政府の景気引き締め政策に加え、私的セクターの活動に対する制限強化を恐れ、温州地域での民間企業の経

営は消極的になった。こうした状況のもと、橋頭鎮の党委員会が商工業に従事する農民を招集し、企業経営にあたり、管理の重要性、一定の制限の必要を訴える一方、商工業を専業とする農家の成果と貢献を称え、経営拡大を奨励した。具体的には、銀行からの営業資金の融資に便宜を図り、商工部門の証明書を与え、また電力問題を解決し、さらに釦の品質を管理するセンターを設置し、検査に合格した製品には合格証を発行した。その結果、同年度末までには再び釦産業が活性化した（『温州日報』、89年12月12日）。

こうした地元政府による市場経済化に対する対応は、温州地域の他の県、鎮の政府においても同様であったと思われる。例えば、樂清県では86年に、新任の党書記が前任者の忠告に従い、専業戸と親しい関係を保ち、党政府の指導者達は、正月元旦に各地の専業戸、農家の不安を解消するために訪問し、「先富論」は不変であることを伝えた。県では、県財政からの民間企業への融資、及び情報、技術、物資の提供のサービスをこの年の財政面での優先課題にあげた（『温州日報』、86年1月19日）。

市場経済体制への移行期においてルールが未だ確立されないなかで、事業を始めようとするれば、権力者による人的な保証が不可欠であり、また権力者自らが起業し、市場の開拓に乗り出すことも効果的な方法であった。「人治」の世界から「法治」へ向かうなかでのそうした市場拡張のあり方がどのように変化したのか、これが次節の課題である。

### 3. 「法治」への過渡期

地方政府による市場機能拡張の第一歩として、温州市政府が独自の諸規定を最初に公布したのは、1986年7月31日、党の市委員会に提出された、『工商行政管理部门による若干の政策緩和に関する提案』である。これは、温州農村が体制改革の試験区に指定されたことから、その実をあげ経済の活性化を図る目的で、市政府が市場取り引きの円滑化を図り、民間企業を育成する政策提言が含まれている。その要点は次のようである。

まず第1に、個人企業、家庭を単位とする工業企業などと言った、民間企業の合法化である。そのうち、条件に適合するものは会社（「公司」）と称してよく、生産額50万元以上、若しくは省、市レベル以上の高品質の製品を産する企業は、許可を得て市レベル企業、省レベル企業と称してもよい。

第2はそうした民間企業の活動を保証する手段として、登記の簡素化、及び公的な名義の使用を認可したり、市レベルの企業を名乗る条件を緩和することである。

そして第3に、資金調達とコストの削減を促進するために、集団制企業の名義を借りて営業する掛戸経営の奨励と民間金融機関の拡充する必要がある。また、「私人錢莊」などの民間の金融組織を公認することにより、資金調達の拡大、円滑化を図る。

さらに同じ86年10月には、『温州市における都市、農村の個人の工商業管理規則』を公布した。これは、私的セクターを保護する狙いから、先の『提案』より踏み込み、この年に行われる憲法修正をより一層重視し、商工業に従事する個人経営企業を社会主義の、補充ではなく、重要な構成部分であるとして、国家、集団制企業といっしょに発展すべきである、と明言している（第1条）。また、先の『提案』同様、「私的企業に温州市の名称を冠してもよい」（第2条）とし、「個人経営の商工業に従事する家族の合法的な権利と利益は、法律の保護を受け、いかなる単位、部門、個人もこれを侵犯してはならず、違反者は法律で罰せられる。各級政府と関連部門は、相互に都市、農村の個人経営の商工業の発展に努力しなければならない」（第10条）。こうして個々の民間の経営主体に対して、財産の所有などに対する排他的権利を実質的に保護することを明記する一方、公的な企業の名義を利用する便宜を供与することなどを通じて市場経済体制のもとでの企業としての活動をすることを保証することを明言するに至っている。

翌年87年2月28日には『温州市郷鎮企業管理暫定規定』を公布し、町



営、村営企業と同様に個人、協同経営企業を扱おうとしたうえで、いかなる郷鎮企業であれ、「自力更正を主とし、国家による補助を従とする」方針に従い、資金調達により株主となることができ、出資金に対する配当は、銀行の利息より高い利率にすることもできる。資金、労働力、技術、家屋などの生産要素を以って株主となり、株式数に応じ配当を得、労働に応じる分配を組み合わせて報酬も可能である（第12条）、とした。

特に、第7条において、企業全般の経営原則を包括的に明記しているので、そのまま引用しておく。

「法に基づき、郷鎮企業の財産の所有権、及びその一切の合法的な權益を保障する。‘経営する者が所有し、互いに行なう者が共有する’の原則に依り、投資し、経営する者は収益を得る。集団経済が創業する企業は、集団経済全体の構成員の所有に帰属し、共同で出資し創業する合作企業、共同企業、株式制などのその他の合作企業は、共同経営者、株主に帰属する。個人企業は個人の業主所有とする。いかなる組織、個人もいかなる名義、或いは口実を設けて無償での平均主義を行なわぬこと、また郷鎮企業の資金と財産など、その合法的な權益は侵してはならず、地元企業の帰属関係を変えてはならない」。

さらに第8条では、財産、人などの管理経営の自主性を尊重し、不干涉であるべきことを強調している。

こうして、資産保護が明文化されたことにより財産権を十分に保障し、株式制を認めると同時に、利率の自由化など、規制緩和により私的セクター発展を促進することをはっきりと志向している。民間企業のみならず、全国レベルでの郷鎮企業の所有、経営に関わる諸規定を先取りし、諸々の權益の保護を明確に謳っている。因みに、国务院が全国レベルの郷鎮企業に関する法律、『中国郷鎮企業法』を公布するのは1996年10月29日のことである。

このように鎮と県、市の政府が一致して市場擁護の方針にあり、特に地方政府が自らのオーソリティをもとにした信認状を交付することにより、

農民達による市場取り引きが合法であることを後押しする関係となっている。財産権の保障を与え、営業活動を保証する、地方政府側が見返りとして要求しているのは納税である。それも減免措置を講じながら、家族経営の誘導をはかっている点で、地方政府レベルでの裁量の大きさを窺わせる。

こうした地方政府の、民間企業、地元住民を保護する関係はいつでも全国各地に共通してみられたわけではない。例えば、遼寧省について中央政府による法令が、地元企業を地方政府の横暴、非合法的な諸要求から保護した、という指摘もある。中央政府の関係者が地方政府の非合法的な行為から住民の利益を保護することを自らの使命の一つと考えても不思議ではない。温州においても、市、郷・鎮、村すべてのレベルの政府の関係者がいついかなる時にも地元住民の利益を優先してきたとは言えないかもしれず、住民の側からすれば政府、権力者に対する批判があったことも十分予想される<sup>(11)</sup>。

## V. 挂戸経営

### 1. 挂戸経営の普及

私的所有権が合法化されていない状況のもとでは、民間企業の側が、集団制企業の名義の商標を使ったり、集団制企業の名義で全国各地に広告を出し、また、顧客や相手方企業と契約を結んだり、あるいは原料の買い付け、商品の販売を行なうことは数少ない選択肢の一つであった。それが挂戸経営である。民間企業を擁護する地方政府にとっても、名目的な集団所有制企業の名義権を民間企業に貸与し、実質的に私的所有権と変りがない権利を保証することが効果的な方法であった。挂戸経営は実質上は中央の方針に反する行為をいわばカムフラージュして、合法化を装う、「人治」から「法治」への、そしてまた計画から市場への過渡期における、地元の企業と政府が生み出した制度であった。

前掲の『国家工商行政管理条例』によれば、挂戸経営は50年代には改造の対象となり、60年代には完全に取り消されたが、「文化大革命」のさなかに復活することになる。家族単位の企業は当時はいわば「地下工場」であり、全国各地で商品売り込もうとすれば、何らかの身分証明書の類が必要であった。しかし、彼等は、どこかの単位に所属しているわけでもなく、また何らかの企業の職員であるわけでもなく、領収書を発行したり、銀行の口座を開くことができなかった。そこで、集団所有制である社隊企業が「投機、空売りを引き受ける」という意識のもと、委託された側に自らの企業の名義を与えて製品の販売を認めたことが、挂戸経営の始まりであった。

市場化政策を決定した1978年の中国共産党第11期第3回中央委員会総会以降においても暫くの間は、民間の企業は合法的な地位は認められず、「赤い帽子」を被らざるを得ず、従って挂戸経営の復活も自然の成り行きであった。挂戸経営の実態とは言えば、86年の時点で温州市内45000戸の商工業の従事者のうち、42%強の19000戸余りが挂戸経営に加わっていた。87年の時点で工商行政管理部门による統計によれば、138384戸の営業許可証取得農家のうち、税務部門へ税を直接納入しているのが32%で、残り68%が挂戸経営を行ない、登録先の企業を通じて納入していた。特に挂戸経営が普及している金郷鎮では農民の商、工業に従事する農家のうち90%以上が挂戸経営を行っていたと推測されている（中共温州市委政策研究室1987, 40頁）。全国各地へ販売活動を広げる販売部門での挂戸経営の契約の普及率は高かった（孫越生1989, 125-126頁）。

しかし、挂戸経営をめぐるのは地元でも集団制企業の名義を借りることが果して合法か、否かをめぐって議論が絶えなかった。法、規定に従う政策が必要であるという認識が市関係者の間に広がるなかで、87年8月に起きた事件をきっかけに挂戸経営の合法化が進展することになる。この事件とは、温州の瓊海県の大規模な経営者、鄭福春が河南省で、現地の商工業当局により、投機売買を行なったとして告発され、裁判所に起訴された

事件である。鄭は、温州市政府に対し、挂戸経営についての規定の草案を作成し、一刻も早く公布するよう要求し、これに応じて市政府は、鄭を裁く法廷が開廷される前に、「挂戸条例」を發布して、挂戸を合法的であることを承認し、この騒ぎを収束させた（『浙江日報』、88年2月21日）。

この年には所謂改革派の勢いが絶頂期であっただけに、中央紙『経済日報』紙上で温州の大胆な改革動向を社会的資源の開発の実験であり、また経済成長のダイナミックなメカニズムの研究対象であるとして、積極的に評価する記事を掲載している（『経済日報』、88年1月26日）。そうした中央のバックアップを受け、挂戸経営が実質的に合法的な存在として認知されるようになると大胆に私企業を創業する人達が増加した。例えば、瓊海県の王進東は固定資金、流動資金150万元で電子部品製造工場を創設し、当初は所有制の問題を心配していたものの、条例により集団制企業と挂戸契約を結ぶことにより、経営を拡大した（『浙江日報』、88年2月21日）<sup>(12)</sup>。

## 2. 挂戸経営に関わる規定

『温州市挂戸経営管理暫行規定』（1987年8月18日に公布）によれば、挂戸経営とは次のように定義される。「わが市の都市部、農村部において、社会主義の商品経済が発展する過程において、家族単位の工業戸や行商人は、法人資格を有さず、また銀行に口座を開く条件を有していない。そのため、（家庭工業戸や行商人が）販売ルートを拡張するためには、集団制企業、若しくは国営企業の口座に依拠し、それら企業の名義をもって生産、経営活動に従事する特殊な経営方式」である。

### (1) 契約当事者の資格

挂戸経営を結ぶ者は必ず一定の自己資金と生産、経営能力を有し、直接生産に従事する家族を単位とした製造業、商品販売に従事する個人経営者（共同経営者を含む）であり、民事責任を担う（第1条）。引き受ける側の企業は、必ず一定の資金と固定した場所、施設などの生産、経営に関わる

条件を備え、商工業に関わる行政管理機構に登録している、営業の許可書を有し、法人資格を持つ、国営企業、集団制企業でなければならない(第2条)。双方は書面で権利、義務を明記した契約書を交わさねばならない(第4条)。

これらの条文から推測されるように、現実の掛戸契約は必ずしも、資金、財産などを持っている集団制企業とは限らず、また経営管理や管理費の監督が十分でなかった。これには集団制企業の関係者の間で管理費を当てにして、契約の依頼を求めて家族経営の企業の獲得競争も行われる、といった事情もあった。

また、第5条には、契約を結ぶ対象は、同一地区(郷、鎮、区、県の範囲を含む)内の企業に限り、両隣の県の区、鎮以外、県を跨ぐことはできない。依頼される側の企業は、査定を受けた経営の範囲内で掛戸者の生産、経営項目の支援に応ずることができる。しかし、掛戸者は集団制企業の支店、支社機構となることはできない、とある。この条項から他地域の集団企業と掛戸契約を結ぶことを希望する家族を単位とする経営が多いことを窺わせる。これは相手企業が本村であれば課せられる集団積み立て金として収益の2~2.5%の納入義務を避けることによる。他地域の集団制企業との契約はかなり普遍的にみられ、村を越えてのみならず、県、市、更には省を越えたものもあった。また家族経営を単位とする一つの企業が多数の集団制企業と、またある集団制企業が多くの民間の企業と掛戸契約を結ぶケースも多かった。こうした状況から、銀行口座の開設や商品の販売拡大という当初の目的から外れ、会計や経営管理人員を減らし、納税義務から逃れたり、行政や法律上の干渉から逃れる手段に転化したと批判する向きもあった(中共温州市委政策研究室1987, 40-41頁。孫越生1989, 125-126頁)。

## (2) サービス契約の内容

集団企業側は、掛戸者に対して企業業務の紹介状、取り引きに関わる契約、法人委託書、銀行帳簿、領収書の作成、及び取り引き勘定の決算、手

形割引きや納税の代行など前方、後方のサービスを提供をする（第6条）。家族経営側は、管理費を支払うことにより、「三代三借」と呼ばれる、領収書の発行、掛け売り、納税の代行、及び銀行の口座の利用、文言を空白とした契約書や業務紹介状の借用などの便宜を供与され、広い範囲の地域で流通、製造部門での活動を行なうことができる（「五統一」ともいい、口座、領収書、印鑑、納税、信用状を依頼主である民間企業の側が依頼先の集団企業と同一の企業として利用することができた）。

集団企業側は経営状況に鑑みて、掛戸申請者に対して定期的に、または適宜、ビジネスによって得た収益の1~3%の管理費を受け取ることができると受領した管理費などは乱用したり、私的に分けてはならないことになっている（第11条）。しかし現実には、銀行通帳の管理を委託された集団制企業は利潤に対して課せられる諸税負担を控除することができた。家族経営に対しては工商税5%（対収益比、以下同じ）、所得税2%、また集団制企業自体に対して課せられる管理費、0.5~1%、さらに村級の企業の場合には集団積み立て基金用の2~2.5%をそれぞれ控除することもできた。

### 3. 掛戸経営の諸形態

#### (1) 親工場方式

典型的な例としてしばしば取り上げられるのが、非農業部門における、二重の生産、経営管理体制（「双軌制経営」）の発祥の地として知られる、蒼南県金星村の経験である。同村では家族経営を単位とする、文房具を製造する小規模な企業群と、これらを村の集団制企業が生産、経営面で統一的に指導し、管理を行う、二重の管理システムが形成された。中核となる村営の集団制企業、「金星文具工場」は1979年の創業であるが、文房具という日用品の生産であるために、工場内での職場を単位とする生産方式よりも、家庭単位で行なう方が生産性が高い、という判断から、損益自己負担を原則とする2500余りの家族単位の小規模な企業からなる関係が形成された。このシステムのもとでは、中核となる村の集団制企業が親企業と

して各農家と掛戸契約を結び、親工場の下の作業工程現場（「車間」）での責任者と労働者と同じような関係を持つ。各戸の経営はそれぞれ独立して自主的に行われるが、村当局が経営、名義、納税、諸負担の四つの面で傘下の家族単位の工場を管理、指導する。工場長は置かないが、親工場側は、生産現場の管理、指導を行ったり、親工場名の公印と銀行通帳の使用を認め、税金、管理費・村のための積み立て金の代理徴収を行なう<sup>(13)</sup>（中共温州市政策研究室 1987, 43-44 頁。張徳喜 1986, 54 頁）。

親工場方式でもう一つの特徴的な例が、本洞頭県北沙郷九疋村のケースである。この村では八つの村営の集団制企業を基礎として、家族単位、及び農家が共同で経営する企業に生産を委託している。農家による企業群を一つの層、村営企業をもう一つの層とした、全村 1 個の大企業とみなし得るような関係が存在する。村営企業は掛戸契約を結ぶ農家の企業に対して、生産管理、紛争の仲裁、財産管理、紹介状の交付、印鑑の使用、社会負担費用と管理費の代理徴収、領収証の発行、納税、製品の品質の検査、使用する土地、山林、及び主要農機具の管理などのサービスを行う。他に技術訓練、資金融資などの便宜を供与することもある（『温州日報』、87 年 5 月 9 日<sup>(14)</sup>）。

## (2) ペーパーカンパニー方式

蒼南県宣山区でみられた、もう一つの代表的なタイプの掛戸経営として知られているのが、架空の集団組織を掛戸の核として、これと家族単位の企業が契約を結ぶ関係による生産、経営システムである。契約に参加する各農家は形式上、本社である掛戸企業の分社、分工場としての関係を持つことになる。典型的な例として知られるのが、同区雲岩郷の流通事業である。この町には 200 名余りの行商人がいたが、現地に行商人にサービスを提供する適当な企業がなかったために、町外の企業と掛戸契約を結んでいた。85 年 5 月に地元の町に経済連合体が設立され、その連合体を構成するなかに掛戸経営を専門とする企業も設置された。町の全ての行商人を

この企業に集中させて販売活動に従事させ、企業は彼等に対して、経営上の管理を統一的に行ない、資金、情報、技術などのサービスを提供した。行商人が外地で業務を行なうにあたり必要な身分証明証を発行したり紹介状を書き、また銀行に統一口座を開き、同一の印鑑を利用する便宜を供与した。さらに税金の代理徴収、物資の代理輸送など一連の業務をも代行し、見返りとして、管理費を徴収した（『温州日報』、87年7月18日）。

このタイプのもう一つの典型として知られるのが、文成県花前郷穹口村のマンガン鉱の事例である。ここでは農家が一戸毎にマンガン鉱を採掘、選鉱をしていたが、保安が不十分で、機械、道具類が粗末なために、品質が悪かった。そこで党の村支部が音頭をとり、84年に鉱山採掘管理委員会を結成し、村当局がサービスを主とする統一管理を行ない、共同経営に参加する農家層が分散して経営に従事するという、村当局と農家層からなる二重経営体系を形成するに至った。この組織に加入する農家の財産権は保証され、損益は自己負担を原則とした。鉱山採掘管理委員会の管理費としては各共同経営グループがあげる収益の5%を徴収し、そのうち3%は鉱山の開発へ、2%は村の集団福祉費用に充てることとした。酸化コバルト工場、ごさ工場や山林などの経営にもこの二重経営システムを導入して成功し、その結果、村が自前で校舎や水道の建設を実現することができた（『温州日報』、86年8月16日）。

他にこの方式を用いて成功した例として、楽清県柳下鎮、瑞安県塘下鎮などの事例が紹介されている<sup>(15)</sup>。

挂戸経営の発展は、民間企業が集団制企業を吸収するという結果をももたらした。瑞安市碧山郷の木製玩具を製造する家族単位の工場経営者、葉学雲は数年にわたり、88年春に湖岭区の集団制企業、玉海工芸美術工場に挂戸契約を依頼し、自家製の玩具を携えて、広州交易会に出品していた。外商の好評を得、自らの家庭工場の生産能力10数万元を上回る注文があったので、家に帰ってから生産拡大の道を探した。ちょうど町営の化学繊維工場が、製品の販路がないために倒産し、銀行への負債7.25万元を返済



できない状態であったので、関係部門の支持を得て、680 平米の工場を銀行債務といっしょに、8.45 万円で引き取る契約を結んだ。葉は、工場の財産権を得、労働者を 20 人余から 70 人へと増やし、ハンガー、おもちゃの自動車、首飾りなどの新製品も開発した。これらを秋の広州交易会に出品したところ、広州市、福州市、山東省から注文があった。さらに生産を拡大しようとして、幾つかの簡単な組み立て業務を農家へ委託した（『温州日報』、88 年 12 月 6 日）。

このように、親工場方式といい、ペーパーカンパニー方式といい、挂戸経営は、対外的に集団制企業を一つの法人代表として、その企業の名義で銀行口座を作り、領収書を発行したり、紹介状を書くなどして、当時政治面、経済面の制約から個々の農家では行うことができなかった、不可欠の業務が可能となり、住民のインセンティブを發揮させ、取り引きコストを削減させる効果的な制度として機能した。こうした方式は、歴史上の間屋制家内工業的なシステムに類似している。信頼関係に基づいて流通コストを削減することが可能となり、生産を担当する側のインセンティブを引き出すというこのシステムが持つ積極的な面が活かされているとみることができる。

#### 4. 挂戸経営の功罪

1980 年代、市場経済体制への移行の方向が必ずしも明確ではなく、制度上の規制が少なくなかった状況のもとで、家族単位の企業の急速な発展を可能とさせたのは、実質的な市場原理を拡大する機能を持った、挂戸経営とみることができる。

挂戸経営が盛んとなった 1980 年代には、中央の政策担当者、研究者のなかで、挂戸経営が合法的であるか非合法的であるかについての見解は一樣ではなかった。國務院農村發展研究中心副主任の呉象（1986）などは肯定的であったのに対して、中央政法管理幹部学院民法教研室所属の胡安潮（1987）は否定的な評価を下している。法的に曖昧なシステムであり、行

政機関の担当者が不明で関連部門の業務遂行の障害となっている、紛争の処理にあたる裁判の手続きのしようがない、などがその理由である。以下に掛戸制度のもつ特徴について代表的な見解を紹介しておく。

### (1) 合法性

移行期において家族経営の最も克服し難い課題は、政治上、イデオロギー面で経営が許可される否かにあった。80年代後半から『温州日報』には地元の党、政府の意向を代弁して、掛戸経営の合法性を主張する論評が掲載されるようになった。86年7月7日づけの紙面には同紙評論員が、金郷鎮をモデルとして、「一村一工場の掛戸経営の良さ」と題する記事を執筆し、家族経営と共同経営を法人とし、分散した経営を統一し、個人、集団、国家の利益を保証している、と評価する。そのうえで、「工場長が村長、副村長を兼任し、村の経済組織と村民自治組織とを自然に結合し、農村の基層の総合体制改革に有益な素材を提供」している、と指摘している。

翌1987年になると『温州日報』紙上で、掛戸経営を擁護、支持する論説が目立つようになる。その趣旨は、掛戸経営が各家族経営に法人資格を形式上与えることにより、合法的存在となる、というものである。この点を簡明に主張しているのが、葉洪友である。葉は、掛戸経営は法的な規定は民法通則にはないものの、非法人である家族経営、農家共同経営者が法人と結合し、後者が前者に各種サービスを提供する合法的な関係である、と主張する。より厳密に言えば、掛戸経営とは、法人である集団制企業と非法人の各家族経営企業との間の権利、義務関係であり、業務上の権利義務の関係を相互に遵守し、国家による計画経済とは衝突することなく、それを補完するものである。労働能力のある者が異なった手段により共同の豊かさを実現する機会であり、これを合法的であるばかりか、積極的にその存在意義が認められる、と（『温州日報』、87年7月28日）。

一方、純法律上の観点から、合法性を主張するのが干偉である。干は、掛戸経営は本質的には名義の有償使用関係であるとみなし、『民法通則』

第99条第2項の、有償による商標類の転貸借に該当する合法的な関係である、と指摘する（『温州日報』、87年8月13日）。さらに87年8月18日付けの『温州日報』に掲載された「温州対話録」には、適法か違法かは経済発展に有利か否かで判断すべきである、といった意見や、実際に掛戸経営の責任者たちが、「4人の管理人員のみで、鋭意行商人のためにサービスに努めているがなぜいけないのか。理論家たちは応えてほしい」（平陽県肖江鎮工業会社の經理、徐賢珊）、「羊頭を掲げて狗肉を売るという批判もあるが、行商人にサービスを提供し、紛争57件も解決している」（宣山区副区長、王連岳）などこの制度を擁護する発言を掲載している。

一方、孫越生のように、古典的な社会主義の集団経済モデルと正面から対決する立場から、掛戸経営を積極的に評価する者もみられる。即ち、掛戸経営は「一大二公」（規模の大きさと公有制を理念とする）の旧来の統合原則を打破し、改めて自由な意志で相互利益を追求するという民主主義の原則に従い、合理的な統合と分散の関係を結ぶ、新たなタイプの合作経済組織の初歩形態である。個と集団を結合し、最大の民主、独立性、サービス性を実現し、最小の政治性ですむ、と（孫越生1989、126頁）。

## (2) 非合法性

これに対して、掛戸経営の非合法性を非難する意見も少なくなかった。その一つは、ペーパーカンパニー方式の持つ曖昧さである。この方式は、法律の責任を逃れ、財産規模が責任を負い得る範囲を超えてしまう。つまり、掛戸経営は経営者の利益獲得をだけ考え、国家、集団、他人の合法的な權益を考慮せず、法的な面での責任、違法性に留意していない。

実際に合法性をめぐる次のような事件が発生した—1983年1月に葉旗清が1人で2万4000元を投資し、温州市部の鹿城区に電熱器工場を建設した。数年来国家、集団による投資は一銭もなく、原材料の支援も一切なく、ただ「集団」の帽子をかぶり、管理費を納めただけであった。85年5月、企業の所有権の性格が不明確であるとして、関係部門が介入した。

その結果、工場の経営にマイナスの影響を与え、生産額と利潤が急下降し、86、87年の2年間、企業は殆ど利益を生み出すことができなかった。その後、88年の党13回大会の後、温州の試験区の関連条例に従い、鹿城区当局は温州電熱器工場が「集団」の帽子をはずし、私企業であることを明確にした。葉旗清は新たに精神を奮いおこした業績が回復し、5年にわたり国家に毎年10万元の税金を納付した（『温州日報』、88年1月12日）。

### (3) 効 率 性

経営効率の面からすれば、挂戸経営のメリットは費用削減効果が大きい点である。各農家単位の経営は分散している弱点を統一的な企業組織に組み込まれることにより打開することが可能となる。この長所を巧みに整理しているのが李丁富である。李によれば、家族単位の企業の活動規模は小さいが、市場経済化の進展に伴い、取り引き対象の範囲が拡大するのに対応して取り引きコストが急激に増加する。それは家庭単位の企業が持つ、モニタリングが不用であることによる高効率性を相殺するほどである。そうであるが故に、挂戸経営は、生産者が時間を浪費する必要もなく、また能力がなくとも、自ら事業に力を注ぐことができる。いわば農村におけるサービス体系とみなすこともできる。自らが帳簿をつけたり、税を支払ったり、政府と話し合いするよりは、管理費を納めてもらったり、統一代行してもらうことにより、力を節約し、煩わしさを避け、法人の地位を得ることができる。国家の側もまた、脱税を減少させることができる（李丁富1997, 60-61頁）。

### (4) 不 法 行 為

挂戸経営の最大の難点として挙げられるのは、挂戸契約を結ぶ各生産単位の経営活動を監督することが難しいこと、その結果として偽物や劣悪品を防止する手だてがなく、集団制企業の法人としての名誉を損なう、という点である。また、他人の契約書、紹介書を利用し、他人の名義で民事行

為を進め、相手方の当事者を騙し、相手方に挂戸企業であることを信じこませるといった不法行為も起る。『民法通則』第58条には、「一方が詐欺、脅しの手段により、或いは人が危機にあるのに乗じて、相手方の真意に欺く状況下でさせた行為」は民事行為として無効であるとしているが、挂戸経営はまさに法律上効力のある行為としては認められない、という見解もみられる。

また、挂戸経営は正当ではない競争手段によるので、社会主義の法律の保護を受けることができないといった批判もあった。国营企業、集団企業の職員がライバルの民間企業が台頭することにより失職するなど損害を与える、といった懸念があったからである。

不法行為のなかで最も多く、かつ深刻であったのは脱税行為であった。集団制の郷鎮企業に対して認められている、操業開始後1、2年目の免税制度を悪用する。しかも、その期限が過ぎると別の企業に挂戸契約を申請する。もともと、利潤に対する税は集団制企業の方が個人経営より15%ほど低い。また、挂戸関係締結後は経理が曖昧で、税務当局は営業税の額を確定しにくい。個別の企業は自らの帳簿を持っていないために販売活動は調査できず、集団制企業の称号を利用し、地域間の売買であげた利益を把握することはできない。

他方、契約の依頼を受ける企業側は単なる架空の場合もあり、監督などをせずに管理費のみ受け取るケースもある。「土地、設備、資金、蓄積の四つがない工場」（「4無工廠」）が少なからず存在し、挂戸契約による管理費をもうけて、すっかり使い果たしてしまうことさえある。

##### (5) 挂戸経営の意義

挂戸経営は温州以外の地域、江蘇省宿遷県耿車郷、安徽省阜陽地区、浙江省金華、台州地区においてもみられたという（張仁寿、李紅 1990、86頁）。私的所有権が合法化されないなかで、私的経営を擁護するうえでの数少ない選択肢であった。

しかし、市場経済体制への移行が進み、私的諸権利が法的に認められるにつれてその存在意義が希薄になることも当然の成り行きといえる。李士輝（1990）、李雲河（1993）、李丁富（1997）などは、挂戸経営を分散経営から、次の研究対象である株式組合制（「股份合作制」）へ至る中間の段階として位置づけている。その株式組合制自体、今日では存在意義を失いつつある。いずれにせよ、挂戸経営は市場経済への移行期において果たした役割は大きい。その要点は次のようにまとめることができる。

私的所有権が保証されず、市場取り引きを行なううえで、法的、行政上の規制が多く、環境が不十分な状況であるために、個々の家族経営は信用を得られず、金融機関を通じた取り引きができなかった。そうしたなかで挂戸経営は、地方政府が主導する市場機能拡張、保護機能の現れであり、地方政府と企業、住民とが、「共犯」して上手に創出した、ユニークな制度といえることができるであろう。

挂戸経営は所有権の問題を巧みに回避することにより、私的所有権は経済行為において必ずしも絶対要件ではないことを示した。地方の政府、党委員会は中央の政府、党の、政治、行政上の執行機関であるにも関わらず、私的所有権に替る保証を与え、民間企業の取り引きコストを削減することを可能とした。そうした機能は共産党政府の末端の権力機構として全国的にオーソライズされることにより発揮することができた。そうした地方政府のモチベーションは、住民の収入の増加を実現しようとする共同体の性格に由来する。

#### 《注》

- (1) Oi の議論の論旨は拙稿（1998）で紹介しておいた。その後、Oi（1999）などの専門書を刊行するなど、積極的に自説を展開している。
- (2) 王小強は中国の漸進主義を中国経済の高成長をもたらした要因として、サクセス、コルナイ流の急進主義の批判との関連で手際良く整理している。論点の一つは日本、韓国、台湾の高度成長期において政府が果たした役割であるが、中国においても中央政府、地方政府の果たしてきた役割を積極的に評価している。

- (3) 現状を打開するためには東北地方への移民を促進すべきだ、という主張もみられた(朱家驊 1918)。豊作時でも、必要とする米の20%は不足し、『浙江経済紀略』、不足分は甘藷で補ったりするなど、小作人をはじめ貧困な層が多かった(黎定難 1977)。
- (4) 1877年の烟台条約により、開港地となり税関である「海関」が置かれた。対外関係が早くから発展したものの、貿易規模は中国の開港地のなかで北海と並び最も小さい港の一つであった。
- (5) 農家による請負制を全国に先駆けて実行したのが、四川省江津地区であり、その成果は1956年4月29日付けの『人民日報』の「生産グループとその構成農家は請け負い制(包工包産)を行なうべきだ」と題する記事で紹介された。この方式を合作社のもとでの所有と経営の矛盾を解決する方法として評価している。
- (6) 1975年の段階で約70%の生産隊が請負制であった(徐海濱、李涛 1993, 67頁)。文化大革命中の破壊状況については、徐海濱、李涛(1993), 28頁。
- (7) これは2名の記者、田三松、趙一鷗が浙江、福建、江西の3省で、「4人組」の悪事の痕跡を探る目的で現地を訪問した見聞記である。
- (8) 農業部門のみならず、社隊企業の工場においても、仕事を各家庭で請け負わせ、政治面で緊張すると工場で作業を行なうようにしたという(Liu 1992, p. 308)。
- (9) 費孝通は、李雲河とほぼ同様の浮沈を経験している。彼は、革命前に自らの故郷である江蘇省南部の開玄弓村での、フィールドワークをもとに、商工業の活性化こそを地域経済発展の牽引車である、と自説を展開し、食糧生産を最優先させた毛沢東の政策と対立した。その結果、大躍進期には批判を受け、鄧小平による改革・開放政策への転換が始まるまでは実質上の軟禁状態にあった。その後は、鄧小平が推進する、中国的な特徴を持つ社会主義体制の中核となる農村工業化政策の推進役として、大いに活躍することになる。温州においても、1986年2月に費孝通が訪問し、民間中心の郷鎮企業の発展をこの地域の実情に適用するものとして評価したことが、中央の公認を得ることにつながった。その際の論文は、雑誌『瞭望』に掲載された「温州行」であるが、その後しばしば温州に関連する論文を発表している。費孝通は中国共産党の党員ではないが、鄧小平の信任は厚く、費孝通が訪れるとその地域は評価を得るといって、「水戸黄門」的役割を果たしてきた。
- (10) 石井は、直系意識が強いかわいいか、あるいは構成員の人数の大小により家族の類型化は必要であるとしたうえで、家族従業者の密度は国により異なり、一般化は難しい、としている。

- (11) これまでの叙述も含め、温州地域の指導者として新聞、雑誌に登場する人物は、清廉潔白、公平無私で、自己犠牲的に地元住民に奉仕する点で共通性がみられる。多分に理想的な人物として描くために脚色されていることは避けることができない。それにしてもなぜ温州で、傑出した指導者が輩出し、他の地域ではそうではなかったのか、という疑問は残る。筆者は、幾度か現地でのインタビューでこの点を質したことがあったが、面会者はいずれも「偶然性」という言葉を頻りに強調していたのが印象的であった。
- なお、別稿(1997)で明らかにしたとおり、現地の代表的な民間企業の経営者たちは遅くとも90年代前半になると、政府に対しては「干渉」を望み、積極的な期待を寄せなくなっている。
- (12) この前後に、四つの地方レベルの経済に関わる法規が制定され、省の党機関紙『浙江日報』もそれらの積極的な意義を評価する論陣を張っている。
- (13) 但し、参加企業数など正確な数は不明である。例えば、1984年には110戸の家族単位の工場が挂戸として村の集団的な文房具製造業のネットワークに参加した、など様々な数値が挙げられている。李仁續、「双層経営合作制的創新—淺談非農業挂戸経営」、『温州日報』, 88年1月11日)
- (14) 他にも、樂清県虹橋鎮上陶村(『温州日報』, 87年6月23日)、蒼南県金郷鎮の立新日用金属工場(『温州市誌』, 中冊, 1092頁)などの実例が紹介されている。
- (15) 瑞安県塘下鎮では、毎年、一定の積み立て金と管理費を納入し、樂清県柳下鎮では関係は固定せず、求めに応じ、来なければそのまま、という関係である(張徳喜1986, 54頁)。

### 参考文献

#### 中国語文献

- 方松 1989, 『公僕』(温州之路叢書 上海交通大学出版社)。
- 房維中編 1984, 『中華人民共和國經濟大事記(1949-1980)』(内部刊行), 中国社会科学出版社。
- 胡安潮 1987, 「挂戸経営与法律干渉」, 『農業經濟問題』, 第7期, 49-52頁。
- 黎定難 1997, 『永嘉鎮江調查實習日記』, 成文出版有限公司(台北)。
- 李丁富 1997, 『温州之謎—中国脱貧致富的成功模式』, 改革出版社。
- 李雲河 1985, 「農村‘戸学’初探—对‘双包到戸’的理論的思考」, 『浙江学刊』第1期, 58-61頁。
- 李雲河 1987, 「温州經濟模式’与中国農村戸学」, 『温州論壇』, 第1期, 4-8頁。
- 林白, 金国文, 周益林, 胡方松 1987, 『温州的幹部』, 広西出版社。



- 孫越生 1989, 『東方現代化啓動点』, 社会科学文献出版社。
- 王小強 1996, 『摸着石頭過河—中國改革之路』, 牛津大學出版社。
- 魏頌唐編 1929, 『浙江經濟紀略』。
- 溫州市志編纂委員會編 1998, 『溫州市誌』, 中冊, 中華書局。
- 徐海濱, 李濤 1993, 『溫州形象』, 文化藝術出版社。
- 張德壽 1986, 『溫州模式』, 光明日報出版社。
- 張仁壽, 李紅 1990, 『溫州模式研究』, 中國社會科學出版社。
- 中共溫州市委政策研究室 1987, 『溫州經濟格局—我們的做法和探索性意見』, 浙江人民出版社。
- 朱家驊 1918, 『浙江移民問題』, 浙江省民政廳。
- 浙贛特產連合展覽會準備委員會編 1937, 『浙江之特產』, 浙江籌備處。

#### 日本語文献

- 石井淳藏 1996, 『商人家族と市場社会—もうひとつの消費社会論』, 有斐閣。
- 菊池道樹 1997, 「中国農村地域の民間企業—浙江省温州市の事例—」, 『経済志林』, 第 65 卷, 第 3 号, 37-88 頁。
- 菊池道樹 1998, 「新制度学派の中国経済論」, 『経済志林』, 第 66 卷, 第 2 号, 163-210 頁。
- 陳永貴 1977, 「「農業は大寨に学ぶ」第 2 回全国会議における陳永貴同志の報告」, 『北京週報』, 第 15 卷, 第 2 号, 1 月 11 日, 6-11 頁。
- 田三松, 趙一鵬 1977, 「大治をめざして蕪進—旅行記 (一)」, 『北京週報』, 第 15 卷, 第 37-38 号, 9 月 20 日, 38-41 頁。
- 田三松, 趙一鵬 1977, 「極右の路線—浙江省温州市を訪ねて—旅行記 (三)」, 『北京週報』, 第 15 卷, 第 40 号, 10 月 4 日, 24-27 頁。

#### 英語文献

- Liu 1992, Reform From Below: The Private Economy and Local Politics in the Rural Industrialization of Wenzhou, *The China Quarterly*, No. 130 (June), 293-316.
- Oi, Jean 1995, The Role of the Local State in China's Transitional Economy, *The China Quarterly*, No. 144 (December), 1132-1149.
- Oi, Jean 1999, Rural China Takes Off—Institutional Foundations of Economic Reform, University of California Press.
- North, Douglass 1995, The Institutional Economics and Third World Development, John Harris, Janet Hunter & Colin Lewis eds., *The New*

Institutional Economics and Third World Development, Routledge, 17-26.

Parris, Kristen 1993, Local Initiative and National Reform: The Wenzhou Model of Development, *The China Quarterly*, No. 134 (June), 242-263.

Putterman, Louis 1996, The Role of Ownership and Property Rights in China's Economic Transition, Walder Andrew G., ed., *China's Transitional Economy*, Oxford University Press, 1996. pp. 85-102.

(本稿は文部科学省, 科学研究費補助金基礎研究 (B) (平成 13 年度) 代表法政大学法学部太田勝洪教授, 研究課題, 「中国の市場経済化と国家の変容—党と国家の制度改革と機能転換に関する調査研究—」の成果の一部をなす)

The Role of Local Government in the Growth  
of Private Enterprises:  
The Case of Wenzhou District in China

Michiki Kikuchi

《Abstract》

In modern China, it was not until 1999 that the property rights of private enterprises were legally guaranteed by the Constitution. Even before that date, however, private enterprises had grown remarkably in some provinces, especially in rural villages of the Wenzhou area in southern Zhujiang.

In an attempt to explain why such enterprises were able to flourish despite strong pressure from the Chinese Communist Party and the government, the author examines the roles played by township and village governments during the period of transition of the economic system. On one hand, the local governing bodies were (and are) the smallest units within the administrative structure; on the other, they have long had certain characteristics of a commune that can supplement market mechanisms supporting the life and livelihood of the people. They provided a degree of certification for private enterprise owners wishing to do business well beyond provincial boundaries; they also permitted owners to deal with residents of remote areas under the name of a collective enterprises, in order to avoid potential problems. By such means, shareholding co-operatives, nominally regarded as collectively owned companies, could also surmount difficulties stemming from the instability of property rights, and thus make further contributions to regional economic development.